

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3160号)

令和7年2月20日

横情審答申第3160号
令和7年2月20日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年8月26日中生支第2268号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「ケース記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース記録」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市中区生活支援課の責任者へ ケースワーカー特定職員A・特定職員B・特定職員Cが中区の近区以外は医者診察が受診出来ない理由を示せ 通達書他文書で残っていなければおかしい」及び「横浜市中区生活支援課のCW特定職員Cと生活支援課の責任者へ 特定医療機関Aの紹介状が2通持参して予約をお願いしたのにどうして予約出来なかったのか詳細まで文書にして示せ 特定医療機関Bに予約出来ない理由を示せ 文書でなければ釈明書を作成して証明しろ」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月6日付で行った「ケース記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 「ケース記録票」に記載された医療機関の担当者名、薬局の担当者名（以下これらを「非開示情報1」という。）及び警察署の職員名（以下「非開示情報2」という。）並びに「資産台帳」及び「他法台帳」に記載された民生委員の氏名及び電話番号（以下これらを「非開示情報3」という。）については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当し、非開示とした。

イ 「改定シート」の「（緊急）連絡先」欄に記載された審査請求人の子の氏及び住所（以下「非開示情報4」という。）については、審査請求人の知り得ない情報であると考えられることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそ

れがある情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 「改定シート」の「留意事項」欄に記載された審査請求人に対する審査請求人以外の者の心情を表す事項（以下「非開示情報5」という。）については、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 「ケース記録票」に記載された医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容（以下これらを「非開示情報6」という。）については、いずれも中区福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）が第三者には開示しないことを前提に情報提供を受けたもの又はその調整経過の記録である。これらの情報を開示すれば、関係機関との信頼関係が損なわれ今後協力を得られなくなるおそれが生じるほか、関係機関と審査請求人との信頼関係も損なわれ審査請求人への支援に支障が生じるおそれがあるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

イ 「改定シート」、「資産台帳」及び「他法台帳」に記載された格付、「ケース記録票」に記載された担当者その他の福祉保健センター職員の所見並びに「改定シート」に記載された世帯状況及び留意事項（以下これらを「非開示情報7」という。）については、審査請求人に関する評価や所見、申し送り事項等を率直に述べたものである。その内容が審査請求人の認識と異なる場合、審査請求人との信頼関係が損なわれ今後の適正な指導・援助が困難になるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 「ケース記録票」に記載された警察署の内線番号（以下「非開示情報8」という。）については、公表されていない情報であり、開示することで問合せが増え、警察内部の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全ての情報を開示することを求める。
- (2) 今まで不利益を受けてきたので、開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 生活保護に係る事務について

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務は、横浜市では福祉保健センター長が担当しており、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 審査請求人に係る平成28年9月15日から令和4年5月18日までのケース記録であり、「ケース記録票」、「基準改定シート」、「資産台帳」、「他法台帳」等で構成されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示情報1から非開示情報5までは旧条例第22条第3号に、非開示情報6から非開示情報8までは同条第7号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号は、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 非開示情報1について

非開示情報 1 には、医療機関及び薬局の担当者の氏が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示情報 2 について

非開示情報 2 には、特定警察署 A 及び特定警察署 B の職員の氏が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。警察の職員の氏名はその職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員は公表対象の職員に該当しないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 非開示情報 3 について

非開示情報 3 には、審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名及び電話番号が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

しかし、民生委員は、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であることから、相談を希望する住民にはその氏名が知られることとなっている一方、電話番号については、その了承がなければ伝えておらず、本件についても伝えていないことが認められた。

よって、非開示情報 3 のうち、別表第 1 項に示す民生委員の氏名については本号ただし書アに該当するが、その電話番号についてはこれに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ 非開示情報 5 について

非開示情報 5 を、第三者の心情を表す事項だと実施機関は説明するが、別表第 2 項に示す部分は、審査請求人から聞き取った内容とのことなので、本号には該当しない。その余の部分に係る情報は、審査請求人が了知していない第三者に関する情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第 22 条第 7 号の該当性について

ア 旧条例第 22 条第 7 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する

情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示情報6について

非開示情報6には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記載されている。関係機関としては、それが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 非開示情報7について

非開示情報7は、実施機関が生活保護事務を進める中で、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものと認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

エ 非開示情報8について

非開示情報8には、特定警察署Aの内線番号が記載されているが、これは公表されていない番号であり、開示すると警察事務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(6) 非開示情報4について

実施機関は、非開示情報4は、審査請求人が知り得ない情報であることから、旧条例第22条第3号に該当すると主張するが、戸籍に記載されている者の直系尊属は、その戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の附票の写しの交付を請求できるので、この主張は認められない。

しかし、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、建物への無断侵入の事実や、第三者を傷つけるおそれがあるとして警察に通報されたこともあることから、開示すると、審査請求人が訪問する等によりその子の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるので非開示にしたとの説明があった。

旧条例第22条第5号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保

護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨を規定しており、非開示情報4はまさにこれに該当するといえ、非開示としたことは、結果として妥当である。

(7) 審査請求人は、居住区の近くに存する医療機関以外の医療機関を受診できない理由に係る保有個人情報の開示を求めているが、居住地等から近距離に所在する医療機関を受診すべき旨は「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知）に定められている扱いなので、実施機関が同趣旨の保有個人情報を作成していないとしても不自然とは認められないし、審査請求人のその他の主張も当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表

非開示情報	開示すべき部分
1 非開示情報3	21、23、33、35、49、51、63、65、73、75、85、87頁目の民生委員の氏名
2 非開示情報5	19頁目「留意事項」欄非開示部分2行目1文字目から17文字目まで

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 2 6 日	・ 実 施 機 関 か ら 諮 問 書 及 び 弁 明 書 の 写 し を 受 理
令 和 4 年 10 月 3 日 か ら 令 和 5 年 8 月 22 日 ま で	・ 審 査 請 求 人 か ら 意 見 書 (9 件) を 受 理
令 和 6 年 11 月 21 日 (第 309 回 第 三 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 12 月 26 日 (第 310 回 第 三 部 会)	・ 審 議
令 和 7 年 1 月 23 日 (第 311 回 第 三 部 会)	・ 審 議